

5面からのつづき【暮らし】

世田谷区マンション交流会

内容/①標準管理規約改正②無料相談会

区内在住・在勤・在学の方や区内分譲マンション所有者等

6月13日(土)①午後1時30分〜3時30分②午後3時30分〜4時

場 せたがやイーグレットホール

講 親泊哲(マンション管理士)

①☎️せたがやコールへ電話・FAX(記入例3面)②☎️へ電話 いずれも6月5日まで

①抽選75人(抽選結果は、6月8日までに落選者のみ通知)②先着3組

問 居住支援課 ☎️5432-2504 FAX 5432-3040

カラスやハトと上手に共存するために

●カラスやハトにエサを与えないで

区では条例に基づき、野鳥へのエサやり等の迷惑行為を区内全域で禁止しています。

エサを与えると、人を恐れなくなり住宅街に集まるようになります。その結果、鳴き声による騒音、ふん尿による悪臭や汚れ、生ごみの散乱等、周辺住民の生活環境に被害をもたらすことになります。エサを与えず、自然のまま見守ってください。

●カラスのヒナに近づかないで

7月にかけて、カラスのヒナ(姿・大きさは親ガラスと変わりません)は巣立ちの時期を迎えるため、親ガラスの威嚇・攻撃が激しくなることがあります。

地面に落下したヒナを見かけても近づかないでください。ヒナのもがくようなしぐさは、羽ばたきの練習です。半日から一日程度でヒナも親ガラスも飛び立つため、しばらく様子を見てください。

ヒナが飛び立たず、親ガラスの攻撃が続くときは、ヒナの捕獲が必要な場合もあるので、ご相談ください。

問 環境保全課 ☎️6432-7137 FAX 6432-7981、総合支所地域振興課(世田谷 ☎️5432-2818 FAX 5432-3032、北沢 ☎️5478-8038 FAX 5478-8004、玉川 ☎️3702-1134 FAX 3702-0942、砧 ☎️3482-1324 FAX 3482-1655、烏山 ☎️3326-1207 FAX 3326-1050)

チャドクガの幼虫(毛虫)にご注意ください

1 毛虫は4〜6月と8〜9月の年2回発生

チャドクガの毛虫は、ツバキ、サザンカ、チャ等のツバキ科の植物の葉に付き、毒針毛に触れると、かゆみを伴う皮膚炎を起こします。駆除方法など詳しくは、区HPをご覧ください。



2 被害にあった枝葉をごみに出す際の注意点

駆除した庭木の枝葉に毛虫の毒針毛が残っている場合があります。被害にあった枝葉をごみとして出す際は、袋に入れて「毛虫注意」などの表示をしてください。

共通事項

問 1 世田谷保健所生活保健課

☎️5432-2903 FAX 5432-3054

区HPQ 743

2 清掃・リサイクル推進課

☎️6304-3297 FAX 6304-3341

区HPQ 15298

高枝切ばさみの無料貸出し

貸出場所の窓口に直接お越しください。

貸出場所/☎️センター、公園管理事務所

貸出期間/1回につき5日間以内

問 みどり政策課 ☎️6432-7905 FAX 6432-7989

区HPQ 4706

貯水槽の衛生管理をしてください

貯水槽は、水道水を一旦ためて給水する設備です。貯水槽内部には、徐々に水アカや砂等の汚れが蓄積していくため、管理者は次の管理を実施してください。

☑️年1回、貯水槽を清掃

☑️月1回、貯水槽の破損の有無や貯水槽内部を点検

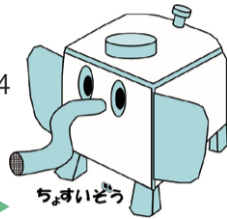
☑️毎日、蛇口の水を無色透明なコップにとり、異常の有無を確認

問 世田谷保健所生活保健課

☎️5432-2905 FAX 5432-3054

区HPQ 3169

世田谷区貯水槽衛生管理普及啓発キャラクター「ちよすいぞう」



ごみ散乱防止ネットの適正管理・効果的な使用をお願いします

ごみをネットにくるむようにしてください

●ネットからごみのはみ出ししていると使用効果が発揮されません

ごみ収集後は、すみやかに片付けてください

●ネットを路上へ放置すると、歩行者等の転倒事故につながります

生ごみを新聞紙等で包み、外から見えないようにする、容器で出すなどの方法でもごみの散乱を防ぐことができます

●ごみ散乱防止ネットの配布(助成)

問 4世帯以上で共用している資源・ごみ集積所の利用者が要件/①ネットを適正管理できる②以前にこの助成を受けてから5年以上経過している(ネットが使用できる状態の場合を除く)

助成枚数/原則1枚(2畝×3畝)

申請・引渡場所/清掃事務所、総合支所地域振興課計画・相談担当、☎️センター(北沢・等々力・成城を除く)

※ネットの在庫状況により、即日お渡しすることができない場合があります。

問 清掃・リサイクル推進課

☎️6304-3263

FAX 6304-3341



インターネット上の広告の仕組みを理解して、消費者力を高めトラブルに遭わないようにしましょう

～5月は消費者月間です～

●ターゲティング広告

ウェブサイトの閲覧履歴などの情報(Cookie)をもとに、企業が「興味がありそうな人」にターゲットを絞り込んで配信する広告。

スマホなどで検索した商品に関連した広告が、後になってから頻繁に表示されるのはターゲティング広告によるものです。

●アフィリエイト広告

個人のウェブサイトやブログの運営者が作成・掲載している広告。

広告がクリックされて商品が購入されると、企業からウェブサイトやブログなどの運営者に報酬が支払われます。アフィリエイト広告は、報酬目当てで、誇大な内容となる場合もあるため、慎重に確認しましょう。

●ステルスマーケティング

広告であることを表示しないで商品を宣伝すること。

SNSで多くのフォロワーがいるインフルエンサーが、企業から報酬を受け取っていることを公開しないで、商品の感想を発信するケースが問題となったことから、企業側が法規制の対象になっています。

インターネット通販などのトラブルで困ったときは、消費生活センター(☎️03-3410-6522)にご相談ください。

問 消費生活課 ☎️3410-6523 FAX 3411-6845

特殊詐欺の被害拡大! 自動通話録音機で対策を!

区内では、令和7年(2025年)中に特殊詐欺などの詐欺被害が253件確認されており、引き続き注意が必要です。

●オレオレ詐欺では警察官をかたる手口が急増!

電話会社や総務省などを名乗り、「携帯電話の未納料金がある」などと言った後に警察官役に交代するケースや、SNS・ビデオ通話での連絡に移行するケースもあります。

「このような手口では騙されない」と思っている、言葉巧みに誘導されて信じ込み、被害に遭う方が急増しています。知らない番号からの電話には出ず、電話は常に留守番電話に設定し、「自動通話録音機」を活用するなど対策しましょう。



●自動通話録音機の無料貸出し

問 区内在住のおおむね65歳以上の方

申 窓口での受取=☎️センター、烏山総合支所、地域生活安全課、警察署(世田谷・北沢・玉川・成城)へ本人確認書類を持参 ※警察署で受け取る場合は、事前に警察署へ連絡をお願いします。

ゆうパックでの受取=区HPからオンライン手続き、地域生活安全課(☎️・FAX 後記)・☎️️せたがやコールへ電話

他 電話機への接続は簡単で、工事や工具も不要です。



不安を感じたり判断に迷ったりしたときは、ひとりで悩まず、最寄りの警察署や区の特設詐欺相談ホットラインに相談してください。

問 警察署(世田谷 ☎️3418-0110、北沢 ☎️3324-0110、玉川 ☎️3705-0110、成城 ☎️3482-0110)、特設詐欺相談ホットライン(区) ☎️03-5432-2121、地域生活安全課(区) ☎️5432-2267 FAX 5432-3066 区HPQ 513